

訴 願 人 ○○有限公司

代 表 人 ○○○

原 處 分 機 關 臺北市政府衛生局

訴願人因違反食品安全衛生管理法事件，不服原處分機關民國 113 年 1 月 29 日北市衛食藥字第 11330945341 號、第 11330945342 號、第 11330945343 號及第 11330945344 號裁處書，提起訴願，本府決定如下：

主 文

訴願不受理。

理 由

一、按訴願法第 1 條第 1 項前段規定：「人民對於中央或地方機關之行政處分，認為違法或不當，致損害其權利或利益者，得依本法提起訴願。」第 77 條第 6 款規定：「訴願事件有左列各款情形之一者，應為不受理之決定：……六、行政處分已不存在者。」

二、訴願人於附表所示○○(xxxxxxxx) 網頁刊登「xxxxxxxx ○○」食品（下稱系爭食品）廣告（下合稱系爭廣告），整體訊息涉及誇張、易生誤解，分別經民眾向本府陳情，嗣原處分機關發函通知訴願人陳述意見。經訴願人以民國（下同）113 年 1 月 18 日書面陳述意見在案，原處分機關審認系爭廣告整體訊息易誤導消費者系爭食品具有所宣稱功效，涉及誇張、易生誤解，違反食品安全衛生管理法第 28 條第 1 項規定，爰依同法第 45 條第 1 項及食品安全衛生管理法第四十五條規定廣告處理原則行為時第 2 點及其附表一等規定，分別以 113 年 1 月 29 日北市衛食藥字第 11330945341 號、第 11330945342 號、第 11330945343 號及第 11330945344 號裁處書（下分別稱原處分 1、原處分 2、原處分 3、原處分 4），處訴願人新臺幣（下同）30 萬元、30 萬元、40 萬元及 30 萬元罰鍰。原處分 1 至原處分 4 均於 113 年 1 月 31 日送達，訴願人不服，於 113 年 2 月 29 日向本府提起訴願，並據原處分機關檢卷答辯。

三、嗣經原處分機關重新審查後，分別以 113 年 3 月 13 日北市衛食藥字第 11331025201 號函通知訴願人，自行撤銷原處分 1、原處分 2、原處分 4 及 113 年 5 月 8 日北市衛食藥字第 11331165681 號函通知訴願人，自行撤銷原處分 3，並副知本府法務局。準此，原處分 1、原處分 2、原處分 3 及原處分 4 均已不存在，揆諸前揭規定，所提訴願應不受理。

四、綜上論結，本件訴願為不合法，本府不予受理，依訴願法第 77 條第 6 款，決定如主文。

附表：

		23 日	xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx-xxxxxxxxxxxxx-xxxx	的 跟 低 宿 質 素 脂 血 糖 險 菌 質 激 激 生 糖 」
3	xxxxxx ○○○○○○○○	112 年 11 月 28 日 、 11 月 29 日	「xxxxxxxx○○」○○網路（網址:xxxxx://xxx.xxxxxxxxxx.xxx/xxxxx.xxx? xxxxx_xxx=xxxxxxxxxxxxxx&xxx;xx=xxxxxxxxxxxxxx&xxx;xxxxxxxx=xxxxxx 連 結 xxxx://xxx.xxxxxxxxxx.xxx/xxxxxxxxxxxxxx/xxxxxx /xxxxxxxxxxxxxx	「. 」、 可 脂 脂 主 廢)... 以 更 止 澱 糖 白 脂 ○○ 到 我的 條 吸

4	xxxxxx ○○○○○○○○	112 年 10 月 連結 12 日 、 11 月 23 日	「○○○ ○○」○○網路（網址 :xxxxx://xxx.xxxxxxxxxx.xxx/xxxxxxxxxxxxxx/xxxxx/xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx?xxxxxxxx_xx=xxxxxxxxxxxxxxxxxxxxxx xxxxx://xxx.xxxxxxxxxx.xx/xxxxxxxx/xxxxxxxx_xxxxxx_xxxxxxxxxxxxxxx_xxxxxx=xxxxxx xx&xxx;xxx_xxxxxx=xxx&xxx;xxx_xxxxxxxxx=○○○○○○再 &xxx;xxxxxxxx=xx 」 12 以 素 阻 粉 果 及 調 天 代 造 肥 脂 殼 助 物 並 而 研 可 OU 肪 抑 堆 脂 蒙 , 感 低 精
---	--------------------	---	---

訴願審議委員會主任委員 連 堂 凱（公出）
委員 張 慕 貞（代行）
委員 王 曼 萍
委員 陳 愛 娥
委員 洪 偉 勝
委員 邱 駿 彥
委員 郭 介 恒
委員 宮 文 祥

中 華 民 國 113 年 5 月 17 日

本案依分層負責規定授權人員決行

如對本決定不服者，得於本決定書送達之次日起 2 個月內，向臺北高等行政法院提起行政訴訟。（臺北高等行政法院地址：臺北市士林區福國路 101 號）